

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件の一部改正について

令和7年1月  
農産局農業環境対策課

## 1 現行制度の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号では、多面的機能発揮促進事業として、自然環境の保全に資する農業の生産方式として農林水産省令で定めるものを導入した農業生産活動の実施を推進する事業（いわゆる日本型直接支払制度のうち環境保全型農業直接支払交付金に係る事業）が規定されており、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第14号）第5条第1項では、当該生産方式は、農業生産に由来する環境への負荷の低減その他の環境の保全に資するものとして農林水産大臣が定める技術を用いるものとしている。

平成27年農林水産省告示第755号（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行規則第五条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める農業に関する技術を定める件）では、当該技術として、炭素貯留効果の高い堆肥の施用の取組や緑肥の施用の取組、有機農業の取組等を規定している。

## 2 改正の概要

環境保全型農業直接支払交付金第三者委員会（令和6年8月開催）が策定した最終評価において、

- （1）地域ぐるみの活動と併せて取り組むことで面的拡大や効果的な推進が期待できる取組について、多面的機能支払交付金で支援するなどの検討を行う、
- （2）地域特認取組のうち、例えば、「炭の投入」の取組のように、高い環境保全効果を有し、要件設定について全国共通的に取り組むことができ、全国的に拡大が見込める取組については、環境保全型農業直接支払交付金の一層の推進を図る観点から全国共通取組へ移行を検討する必要がある、
- （3）この検討とあわせて、実績のない取組については、廃止を含めて検討するとされたところである。

このため、環境保全型農業直接支払交付金で支援を実施していた「長期中干し」等の取組については多面的機能支払交付金で支援を実施するため当該告示から削除し、また、「炭の投入」や「総合防除」の取組について全国共通取組として実施するため当該告示に追加するほか、「不耕起播種」等の取組について当該告示から削除する等の改正を行う。

## 3 施行期日

令和7年4月1日